

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づく以下の事務 1. 住宅の管理に関する事務 2. 公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等 3. 改良住宅を建設し、住宅困窮者に対し賃貸 4. 住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法及び住宅地区改良法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定し、家賃の収滞納や入居者の適正管理
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 27、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項、124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 建築住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市建設部建築住宅課 愛媛県四国中央市中曾根町500番地 0896-28-6184
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請者からマイナンバーの提供を受けた際には、対象者本人のものであるかを複数人で確認し、さらに上長による最終確認を実施しています。また、特定個人情報を含む書類については、施錠可能なキャビネットに保管し、適切な手順で廃棄が行えるよう管理を徹底しています。これらの対策により、人為的ミスが発生するリスクについては十分に緩和されていると考えています。

9. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を取得しています。また、入居に必要な範囲でのみ、職員に個人課税台帳などの情報へのアクセス権限を付与しています。取得した情報については、該当する事務内容を複数人でチェックし、関連書類については施錠可能なキャビネットに保管するなど、適切に管理を徹底しています。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I-5-②所属	建築住宅課長 石村 泰彦	課長	事後	
令和1年6月14日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II-1いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II-2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV-2特定個人情報の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-3特定個人情報の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-5特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-7特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-9従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II-1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II-2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IV-8監査	—	内部監査	事後	
令和7年12月1日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一99、35の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表(27の項、52の項)	事後	
令和7年12月1日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者が「公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」となっているもの(31の項) 第一欄(情報照会者)が「住宅地区改良法第2条第2項に規定する施工者である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「住宅地区改良法による改良住宅の管理者若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務」となっているもの(54の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第22条、第28条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項、124の項	事後	
令和7年12月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0896-28-6183	0896-28-6184	事後	
令和7年12月1日	II 1 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II 2 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	